第４回世羅町議会定例会会議録

令和７年12月８日
第３日目

世　羅　町　議　会

１．議事日程

令和７年第４回世羅町議会定例会　（第３号）

令和７年12月８日

午前９時00分開議

於：世羅町役場議場

第１	報告第９号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第２	議案第69号	工事請負契約の変更について
第３	議案第70号	世羅町第３次長期総合計画基本構想の策定について
第４	議案第71号	世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第５	議案第72号	世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第６	議案第73号	世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
第７	議案第74号	世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第８	議案第75号	世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第９	議案第76号	世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第10	議案第77号	世羅町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第11	議案第78号	世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第12	議案第79号	世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
第13	議案第80号	世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第14	議案第81号	世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第15	発議第１号	世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例

第16　議案第82号　令和７年度世羅町一般会計補正予算（第４号）

第17　議案第83号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第18　議案第84号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第２号）

第19　議案第85号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第20　議案第86号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

第21　議案第87号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第２号）

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	亀田知宏	２番	佐倉悠希
３番	矢山　靖	４番	宗重博之
５番	佐々木浩康	６番	福永貴弘
７番	向谷伸二	８番	上本　剛
９番	松尾陽子	１０番	藤井照憲
１１番	田原賢司	１２番	髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工振興課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

５．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

開　　議　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は　１２　名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　報告第９号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について　を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　議案３ページをお開きください。

報告第９号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

１　専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方　　所有者

住　所　　神石高原町

氏　名　　個人

事故の概要

（１）事故発生年月日　令和７年９月 11 日午後８時 10 分頃

（２）事故の発生場所　世羅町大字賀茂　町道安田賀茂線

（３）事　故　の　状　況　上記日時、町道安田賀茂線を自動車で走行中、舗装の穴を車輪が通過した際、左側前輪のホイールが破損した。

損害賠償の額　　72,551 円

２　専決処分年月日

令和７年 10 月 14 日

報告は以上でございます。

○議長（髙橋公時）　議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第９号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを終わります。

日程第２　議案第 69 号　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　議案５ページをお開きください。

議案第 69 号

工事請負契約の変更について

令和７年議案第 50 号により議決を得た世羅町役場本庁舎南駐車場整備工事の請負金額を別紙のとおり変更することについて、町議会の議決を求める。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

令和７年９月８日に請負契約を締結した世羅町役場本庁舎南駐車場整備工事について、工事内容の変更により請負金額を変更したいものでございます。

「３　請負金額 56,760,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 5,160,000 円）」を「３　請負金額 70,327,400 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 6,393,400 円）」に改める。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　全協のときにある程度の説明は、聞かせていただいたんで

すが、改めてちょっと確認させてください。

大幅に金額のほうが増額となっております。理由は今説明されたんですが、変更後の出来形の進捗率ですね。それとそれに伴って工期のほうが心配になります。そのあたりの説明をお願いします。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　お答えします。変更後の請負、今仮契約の状態でございますが、変更後の請負金額における11月末の出来高といたしましては、約50%でございまして、年内に約70%になる見込みとなっております。それから、今回の増額に伴う工期変更の今現在におけます受注者からの延伸の申し出はございません。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　今回の変更に関して言えば、前回説明もございましたけど、ボーリング調査自体が少なかったのではないかというふうな感じを受けております。そのことが正確な見込み額を算出することができなかった。そのために今回のような大幅な増額になったというふうに私は受取っております。

議会だよりでも今回の工事のことを町民の方にお知らせをいたしました。わずか３か月で約1.24倍、金額にして約1400万近い増額、これは町民の方が納得できるのでしょうか。その辺のお考えをお伺いをいたします。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）建設課長。

○建設課長（福本宏道）　お答えいたします。当初設計におきます置換えの範囲につきましては、今回の工事に隣接いたします令和６年度に施工した南館駐車場の土質の状況からその範囲を想定していたものでございます。

また事前の試掘につきましては、駐車区画の制限や剥ぎ取った舗装の復旧費用が必要になることから事前に行わず、本工事内において行ったものでございます。

試掘による試料採取、試掘に伴う駐車区画の制限や、剥ぎ取った舗装の復旧費用が必要になったとしても、事前に土質試験を実施しておくことで、工事途中において置換えの変更が生じ、工事費の増が発生するなど、ほどなくより円滑に工事ができたものと認識しているとこでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　今回に係る設計変更に関する金額というのが出ておるのでしょうか。もし出ていれば教えてください。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　今回の設計書の変更に伴う業務というものは直営で行っておりますので、発生しておりません。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありますか。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　ちょっともう一点確認させていただきたいと思います。
　今、工事が進んでいる部分、これが今、変更の工事の変更になった置換えの部分の工事でございます。工事現場見ますと南側、こちらのほう昔、ソテツが植えてあったんですね。そういう植栽があったところの置き換えというのは当然生まれるもんです。また、正面から入口に向けての今置換えが進んでますけれど、ここも前工事のときに置換え工事が発生しています。そうするとですね、こういった、先ほどの同僚議員の質問にもあったように試掘ができてないというよりも、想定が甘いと、こういうしか言いようがないと。こうした工事でありながら工事の執行方法がですね、総合評価方式という提案になっております。請負ベースでいったときに、5600 万円のものが 7000 万円になっていると。こういったときに、総合評価に及ぼす影響についてお伺いします。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　お答えいたします。議員おっしゃる通り、南側の植栽があった部分、こちらについては植栽があった場所でございますので、もう少し十分な見込みをしておく、また先ほどご指摘ありました通り、試掘をしっかりしておけば、今回の途中での変更は少なかったものというふうに認識をしております。また総合評価における影響でございますが、現在世羅町で施行しております総合評価方式につきましては簡易２型いうもので統一しておりますので、請求金額の如何によって総合評価の方式が変わることはございませんでした。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。本案については原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数　であります。したがって、議案第69号　工事請負契約の変更については原案の通り可決されました。

日程第３　議案第70号　世羅町第３次長期総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　議案７ページをお開きください。

議案第70号

世羅町第３次長期総合計画基本構想の策定について

世羅町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を別紙のとおり定めることについて、世羅町基本構想の策定に関する条例（平成26年世羅町条例第８号）第３条第３項の規定により、町議会の議決を求める。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥田　正和

提案理由でございます。

世羅町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、将来像と目標を掲げ、その実現に向けた施策の基本方向を定めた世羅町第３次長期総合計画基本構想の策定について、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　この長期総合計画の中で、これまで「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」というキャッチフレーズで行ったものが、今回「つなげる未来、人があつまる　ふるさと世羅」と、こういう地に足のついたようなネーミングに変わったわけなんですけれども、ここを変えた大きな理由をお聞かせいただきたいと思います。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　はい、お答えいたします。今回の第３次長期総合計画におけるキャッチフレーズについてのご質問でございます。この計画策定に当たりましては、昨年度、住民アンケート、事業者アンケート、中高生アンケートを実施したほか、今年度になりまして４月、５月には全３回にわたり、中学生高校生を対象にしたワークショップを、７月には全課と企画課で長期総合計画のヒアリングなどを行っております。特に今回のキャッチフレーズに重要視させていただいたのは、４月５月に実施した中・高生ワークショップで出ました意見、中学生高校生の中からつなげるというキーワードであったり、人が集まるというキーワード、ふるさとといったようなキーワードが多数出たことから、今回のキャッチフレーズとさせていただいたものでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○６番（福永貴弘）　議長。
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　世羅町はこの本計画をもって10年間、長期にわたる計画を進めていくような流れとなると認識しておりますが、前期、後期、前期をもって、また見直しといいますか、改善されるという認識でおります。ただ、各単年度ごと、やはり進捗状況やその進捗状況の確認をもってまた反省、そしてまた改善、そういったことが必要であると私は考えておりますが、その点の計画の流れ、どのように遂行されるのかお伺いいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　はい、お答えいたします。今年度、世羅町では引き続き、今年度３つの計画、この長期総合計画も含め、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョン、３つの計画を策定してきたところでございますが、もう一つ、過疎地域持続的発展計画についても、現在策定中でございます。この過疎地域持続的発展計画の中では、今回お示ししております長期総合計画を、より具体

的に事業を上げた計画となっておりまして、毎年度この過疎地域持続的発展計画については、毎年度、財源も含めた計画と実績により進捗管理を行っているところでございます。この長期総合計画は、網羅的・総合的な計画でございますが、この過疎地域持続的発展計画と併せて毎年度進捗状況を管理していく、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○２番(佐倉悠希)　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番(佐倉悠希)　私のほうから３点ございます。１点目は軽微なものなんですけれども、全協で配布していただいた資料 26 ページ、一番上のところが色がですね、黄色のベースに白なので、紙ベースでもう何書いてあるのかわからなかったので、そこちょっと色を変更したほうがいいんじゃないかなというのが１点目です。

２点目は、ロボティクスの記載がちょっと少ないなと思ったんですけれども、62 ページに農林業の振興というところでロボット技術活用について触れられているんですけれども、これからの 10 年ですね、ロボティクスっていうのがメインのテーマになると考えておりまして、農業分野に限らず、たとえば介護用ロボットとか、福祉や商工業全般への展開がですね、視野に入れるべきではないかなと思います。

自動運転についても私はロボットのうちに含まれると考えておりまして、公共交通にも直接影響あると思いますし、また学校ですとか自治センターの統廃合を議論するときに、自動運転が推進、実装されているかどうかっていうところで、また議論にも影響が生じてくるかなと思っております。これまでの 10 年の継続ではなく､これからの 10 年を見据えた視点が必要なんじゃないかなと思います。

３点目なんですけれども、商工業関係でフリーランス、個人事業主への支援の明記がちょっと私としては見当たらなかったなと。先ほどのロボットについても見落としていたら申し訳ないんですけれども、昨今ＡＩが発展しておりまして、少人数でのユニコーン企業っていうのが注目されています。

ユニコーン企業というのは、企業価値が 10 億ドル以上の日本でいうと約 1500 億円以上のベンチャー企業のことをいうそうなんですけれども、これは希少な存在であることから、神話上の生き物ユニコーンに例えて呼ばれているんですけれども、ＡＩの発展によって現在少人数でのユニコーン企業が注目されてます。日本政府もこのユニコーン企業の数を数値目標にしておりますし、ＤｅＮＡ南場会

長も、もう早くからですね、チーム 10 人規模でこのユニコーンを創出しているっていうことを明言されております。１人ユニコーンというのも期待されておりまして、本当に個人のですね、１人１人のポテンシャルっていうのは高まっているなというふうに考えております。また子育て世代でもフリーランスとして働く人が増えておりまして、現状Ｗｅｂ制作とか、ＳＮＳマーケティングとかに加えて、今後でＡＩを活用した事業も増加していくと見込まれますので、こういったところの記載も明記があったほうがいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。１点目の、全協資料についての色彩、色の使い方についてのご助言でございます。これについてはありがとうございます。今後参考にさせていただき、もっと見やすい資料の作成に努めてまいりたい、そのように考えております。

　２点目のロボテック、デジタル化の推進等々についてのご質疑でございます。今回この長期総合計画の策定で、現行の第２次長期総合計画と少し変えたところの一つとしまして、施策の体系のところで共通基盤という項目を設けております。今までは、施策の体系の中に溶かし込む形で述べていた内容、行財政の運用、安定的な運営であったり、広報広聴のことと併せ、デジタル化の推進という施策を④番で設けているところでございます。これは議員もおっしゃってくださいましたように、この長期総合計画の 10 年間の計画を進めていくにあたって、全ての分野において、農業や福祉、教育、いろんな分野において、このロボテックも含めたデジタル化ということを進めていかなければならないということで、全部の施策を通してやっていく内容としての共通基盤に、新たにデジタル化の推進という項目を設けたところでございます。

　３点目の商工業について、個人企業も含め少人数のユニコーン企業といったような新たなご提案もいただいております。先ほどの２点目のロボテックのこともそうですし、この少人数の個人企業等々のことにつきましても、この計画を進めていく中で、本日いただいた意見をしっかりと受止めながら、施策に反映してまいりたい、実施してまいりたいとそのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
(「なしの声」あり)
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。本案については、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
起立全員であります。
したがって議案第70号、世羅町第3次長期総合計画基本構想の策定については、原案の通り可決されました。

日程第4　議案第71号　世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
○子育て支援課長（藤井博美）　議長。
○議長（髙橋公時）　子育て支援課長。
○子育て支援課長（藤井博美）　議案8ページをお開きください。
議案第71号

世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。
令和7年12月8日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、「こども誰でも通園制度」（児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として規定）が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)
○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　それでは71号の件なんですが、本条例は子ども子育て支援法等の改正を受けて創設された新たな通園支援制度に対応するものです。０歳６ヶ月から満３か月未満の子どもを育てる家庭を対象に、就労要件に関わらず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できるという点で、子育て家庭にとって大変有意義なある制度だと受止めています。先日の全協でも、やっとここに至ったかと、良い制度だと私も申し上げました。しかし、同時に私が町内の保育現場を調査したところですね、この制度に関し、開始に際し、いくつか切実な懸念の声が寄せられています。

まず、やはり職員不足の中で、確実に負担が増えるんではないかという声です。現場からは慣れていない子どもが入ると、最初は泣いたり、不安が強く、在園児が落ち着かなくなる。その結果、保育士がそちらに手を取られて、通常保育にも影響が出るという指摘がありました。また、受入れる部屋についても、先週末、課長にもね、お伺いに参ったんですが、その際最初は別室で慣らして、慣れてきたら在園児と同じ部屋にという事前回答をいただいておりました。その過程でもですね、追加の人手が必要になるんではないかと心配しております。

さらに、人員配置の基準では、乳幼児は３人につき１人、満１歳以上３歳未満は６人につき１人と、今説明されましたが、半数以上は保育士とされていますが、利用児童数に関わらず、常時２名以上の職員配置が求められています。これは、裏を返せば保育士が２人いれば、残りは資格のない非常勤、アルバイト等でも良いという解釈もでき、安全面の担保が十分ではないのではないのかという問題の声もあります。

また、利用の方法、定期利用、自由利用の取扱いやキャンセル時の料金、疾患を抱える子どもの受入れ基準、直前予約の可否、現場が判断に迷うケースに備えたマニュアル整備も不可欠です。保育の質やリスク管理、情報共有が適切に行われる仕組みを事前に確立しなければ現場は混乱します。負担だけが増えてしまいます。加えて、私立園からはもし私立が受け皿となるなら、人的支援や財政支援が不可欠。子ども誰でも通園制度や一時預かり制度が重複し、現場や利用者が混乱するんじゃないかという声も上がっています。一方、町側のですね、先日の事前回答ではまず、公立保育所で実施を考えていると。ある程度負担はあるが、職員対応は可能と考えている。全国一斉の制度なので４月から実施したいという説明をいただきました。しかし、一定の負担が増えるということは、町としても認

識されており、必要に応じて支援の検討もあるとの答弁でもありました。以上を踏まえて３点伺います。

１．制度開始に伴う現場の負担増に対して、町としてどのような人的、施設的支援を講じるのか。

２．公立保育所がこの制度を安全に実施できる体制は整っているのか。０歳受入れ、部屋、人員は十分なのか。

３．私立園への支援及び既存制度とのすみ分け等、説明整理はどのように行うのか。

最後に申し上げます。制度の理念は理解する一方で、４月開始を前提とするには、保育の現場の体制整備、安全確保、制度整理がまだ十分とは言えないのではないでしょうか。町として、現場の声と実態を踏まえた実効性ある運営方針を強く求めます。以上です。

○子育て支援課長（藤井博美）　議長。

○議長（髙橋公時）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美）　お答えいたします。まず、現場の負担についてでございます。議員おっしゃいますように、初めて来る子どもに１時間、２時間泣いて過ごしただけで終わったよとかいうことはもう容易に想像ができるところでございます。

まずこのこども誰でも通園制度につきましては、児童の安全確保というのが一番でございますので、まずは先日お話したんですけど専用室、たとえば遊戯室などを考えておるんですけれども、空き室がなかったら遊戯室などでその子につきっきりで見ていただく時間もあるかと思っております。そこで慣れてきたら、本来の子どもが同世代と触れ合うっていうところがやっぱり大事と思っておりますので、在園児の部屋のほうに入っていく保育のほうも考えているところでございます。

また人員についてでございますが、今考えておりますのは、一時預かりの、元々充てていただいている職員さん、保育士を充てていただくことを考えております。その日によって午前は一時預かり、午後はこども誰でも通園制度とか月曜日は一時預かり、火曜日はこども誰でも通園制度という形でまずはその始めてみていただいて、また問題があるようだったらまたそちらも検討してまいりたいと思っております。

保育士が半数ということなんですけれども、このこども誰でも通園制度にかかります保育士につきましては、必ず町が指定する研修を受けていただくという、

これは国の基準でございます。まだ国のほうから具体的な研修は示されてないわけですが、示され次第そちらにの研修は必ず必須事項で受けていただくものと考えております。

私立認定こども園さんへの支援についてでございますが、先ほどもおっしゃっていただきましたように、０歳児で１時間当たり 1300 円で、保護者からのいただく保育料については 300 円程度を考えているところですが、まずこの子どもを安全に預かるためには、事前にアレルギーであるとか、何か配慮がいるところがあるとかいう事前の確認が大変重要になっております。その事前の確認であるとか、あとお預かりするにあたって、こういうふうに育てて保育していこうという計画も必要でありますし、終わった後にはまたその記録も必要となっておりまして、今の国からの補助金につきましては、実質、子どもに関わって保育した時間のみとなっておりますので、他の時間につきましては、手持ちという形になっております。ですので、私立さんで受けていただくためには、そちらの何らかの手立てを考える必要はあると思っております。

そしてマニュアルについてですが、この条例をお認めいただきましたら、今度は申請書であるとか、たとえば１か月のうちに 10 時間の枠といいましても、いろんな園とか、保育所に行っていただいたんでは、それぞれが初めとなってしまうので、その月の間はあの１か所にしていただくとかということを今検討しておりまして、詳細なことについてはこれから要綱として定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　先ほどの答弁の中で私立園のことで、もう一つだけ。私立園のほうへの説明のほうですね、それは今どういった状況なんでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美）　議長。

○議長（髙橋公時）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美）　お答えします。今年の７月、８月にですね、全ての私立認定こども園様のほうにはご説明には行っております。ですがやっぱり保育士の配置のこと、設備はとっても充実されてるんですけど、やっぱり保育士の配置のことを困難に言われておりました。

やっぱり先ほどのいくらかですね、町から補填ができないかっていうところを検討する中で、やはり保護者のアンケートにおきましても、自分の家から近くの

ところに預けてみたいというご意見が大変多くございましたので、私立認定子ども園様についても導入をしていただけるようにご依頼をしていきたいと考えております。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番(藤井照憲)　乳幼児のですね、成長記録についてちょっとお伺いします。
　端的に言うと、一時預かりという感じになると思うんですけれど、この一時預かりの中で成長記録というものが実際に本当に今度は保育を受ける施設にどのように伝わるのか。またそれらの記録が幼保小連携、この中にずっと成長段階によって記録として活用されてその子に合った教育がきちっとできるかどうか、この辺りちょっとお伺いします。
○子育て支援課長（藤井博美）　議長。
○議長（髙橋公時）　子育て支援課長。
○子育て支援課長（藤井博美）　お答えします。記録につきましてはそれぞれ受入れをしたところで記録されることになると思います。ただ総合システムが国において整備をされますので、そちらの中に記録は残ります。ただ保護者の同意がければそれを他のシステムで閲覧ということはできないかもしれませんが、必要があれば施設同士で、保護者の同意があればその記録を確認して積み上げていくってことはできると思っております。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。
　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)
　起立多数　であります。
　したがって、議案第71号　世羅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については　原案のとおり可決されました。

議案第72号　世羅町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（藤井博美）　議長。

○議長（髙橋公時）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美）　議案20ページをお開きくださ。

議案第72号

世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年世羅町条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月8日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年9月16日内閣府令第82号）が公布されたことに伴い、世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第72号　世羅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第 73 号　世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　議案 22 ページをお開きください。

議案第 73 号

世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 86 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の改正に伴い、世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第 73 号　世羅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は１０時２５分であります。

休　　憩　１０時０７分

再　　開　１０時２５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第７　議案第74号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第８　議案第75号　世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の「２件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　議案24ページをお開きください。

議案第74号

世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成16年世羅町条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

令和７年の人事院勧告に準じて給与の改定を行うため、世羅町職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案第75号でございます。議案35ページをご覧ください。

議案第75号

世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年世羅町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

令和７年の人事院勧告に準じて給与の改定を行うため、世羅町フルタイム会計

年度任用職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)
○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
　これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。
　議案第74号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　について討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
　起立全員　であります。
　したがって、議案第74号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は　原案のとおり可決されました。

　これより討論に入ります。
　議案第75号　世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　について討論はありませんか。
(「なしの声」あり)
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
　起立全員　であります。
　したがって、議案第75号　世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は　原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第 76 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　議案 44 ページをお開きください。

議案第 76 号

世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第 110 号)の改正に伴い、世羅町職員の育児休業等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第 76 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　は原案のとおり可決されました。

日程第 10　議案第 77 号　世羅町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　議案 48 ページをお開きください。
議案第 77 号

世羅町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の旅費に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 45 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 8 日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

宿泊料が、近年の物価高騰や賃金上昇など社会情勢の変化に伴い高騰しており、現行で定めている宿泊料と実状との開きに対応するため、世羅町職員の旅費に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
起立全員　であります。
したがって、議案第 77 号　世羅町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

この際、日程第 11　議案第 78 号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第 12　議案第 79 号　世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の「２件」 について関連がありますので、一括議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　議案50ページをお開きください。
議案第78号
世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年世羅町条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和７年12月８日　提出
世羅町長　　奥　田　正　和
提案理由でございます。
特別職の職員で非常勤の委員報酬額について、近年の物価高騰や賃金上昇に見合う水準への対応のため、世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)
○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。
○３番(矢山　靖）　議長。
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　78号について伺います。
○議長（髙橋公時）　矢山議員、大変申し訳ないです。今の提案説明で一部抜けてますので、再度提案して取り仕切りを変えさせていただきます。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　79号も一括提案でございました。議案55ページをお開きください。
議案第79号
世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年世羅町

条例第143号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁長官通知消防地第171号）により消防団員の年額報酬の標準額が国から示されたことに伴い、世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。先ほどの議案第78号と79号、これは一括して質疑を行います。失礼いたしました。先ほどの３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　それでは改めまして、78号についてお尋ねします。今回の改正では、鳥獣被害対策実施隊員について、銃班、わな班とも報酬の改正なしとされています。しかし、11月には世羅猟友会から陳情が出され、私もその場に同伴し、町長に対応を求めた議員の１人です。さらに、私は議会に提出した同趣旨の請願について、紹介議員として責任を負う立場でもあります。また、以前の一般質問でも申しあげたように、隊員の皆さんは捕獲活動だけではなく、早朝・夜間の出没確認、現場対応、搬送作業さらには、機材の自己負担まで多くの見えない経費と負担を背負って従事されています。その実態に対して、一定の配慮が必要であることは執行部も認められていたはずです。

そこで、次の２点を改めて確認します。

１．全員協議会において執行部は、手当等については今後猟友会と協議しながら覚書等で対応すると説明されていました。その方針に変更はないのか。具体的にいつどのような形で検討を進めているのか。

２．今回の議案が可決された場合でも、猟友会の負担軽減、実施隊への配慮について、必ず別途の措置を講じるという理解でよいのか、以上、賛否の判断に極めて重要な点であり、全協での答弁の再確認として、明確な説明を求めます。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長(住田谷保)　今ご質問がありました手当のことでございますが、先日の一般質問でもお答えをいたしましたように、経費につきましては毎年、鳥獣対策実施隊と覚書を交わしておるところでございます。

これにつきまして今後、報酬また手当等につきましては当然お話し合いをさせていただきたいと思っておりますし、議員おっしゃられる見えない経費について、来年度以降確実に対応していきたいと、このように思っております。ただ現在、実施隊員さんまた猟友会さん等も含めましてどういったものに困っておられるかということをしっかり聞取りをさせていただきまして、実のある対応をさせていただければと、このように考えております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　79号についてお伺いをいたします。報酬の変更が従来は各部長であったり班長であったり団員に対して、それ相応の差が付けてあったというふうに思われますが、今回の改定では極端に言うと団員と部長に関しても1500円の差しかないという状況が発生しております。ここが上がった部分と差がなくなったというところが見受けられます。これの考え方あるいは根拠といった、そういったところをご説明をいただきたいと思います。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　向谷伸二議員からのご質疑がございました。

部長と団員においての差の開きがなくなってきたというところ、これらの根拠についてということでご質疑をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、今までの世羅町の消防団における、これ年額報酬でございますが、この通常年俸と言っております。年俸の額があまりにも低すぎた状況でございまして、提案理由の中でも申し上げました消防庁長官通知、これによりまして、国の基準額、これに準じて改定を行ったものでございます。ご指摘いただきましたように1500円の差しかございませんがこれはあくまでも年俸でございますので、今後の消防団員の活動等に資するものとして、この度、消防庁長官通知により上げさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　同じく議案第79号なんですが、こちらの報酬改定に伴うですね、年間の影響額、見込みのほうお伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　申し訳ございません。ちょっとこの影響額については消防団の分はちょっと持ち合わせておりません。この委員報酬の部分についてですね、委員報酬、すみません、ちょっと持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。
○議長（髙橋公時）　影響額等については後ほど答弁いただくという格好でよろしいですか。
○総務課長（升行真路）　はい。承知しました。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。
○１番(亀田知宏)　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番(亀田知宏)　78 号、79 号両方ともについてなんですけども、委員報酬も多くの特別職の方の書いてありますし、消防団員の方の大幅な報酬アップ、この財源をちょっとお伺いしたいんですけども、どこからと言いますか、町費か、どの程度なのか、その他はどこから出ているのかお伺いします。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えいたします。すみません、財源につきましてはですね、数が多いので中には特定財源も当たっているものがあるかとも思うんですが、ほとんど一般財源での対応となるという認識でおります。以上です。
○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。
　議案第 78 号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　について討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)
　起立多数　であります。

したがって、議案第78号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第79号　世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例　について討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第79号　世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁もれがあるようですので、お願いします。総務課長。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　先ほど福永議員よりご質疑いただきました影響額でございます。すみません、消防団だけはちょっと持ち合わせないんですが、全体での影響額につきまして、令和7年度当初予算ベースで増加率が1.41倍と見込んでおりまして、約2130万円余でございます。2130万円余の増加を見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　続いて会議に入ります。

日程第13　議案第80号　世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　議案57ページをお開きください。

議案第80号

世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例

世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年世羅町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬について、近年の物価高騰や賃金上昇に見合う水準への対応のため、世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　支給区分は何になるのでしょうか。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　報酬でございます。

○議長（髙橋公時）　ここで暫時休憩といたします。

暫時休憩　１１時２８分

再　　開　１１時３３分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁に戻りたいと思います。産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　先ほどのご質問ですが、基本給月額の報酬でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

○１番(亀田知宏)　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏）　全体的にこの農業委員会それから農地利用最適化推進委員の方の増額をされてるんですけど、この最適化推進委員の方だけ、非常に増額の幅が大きいというか、その理由をお聞かせください。
○産業振興課長（住田谷保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷保）　ご質問にありました農地利用最適化推進委員さんへの報酬でございますが、これは元々の設定が低かったというのが大きな理由でございます。今回これを出させていただいた根拠でございますが、広島県の最低賃金、現在1085円だったと思いますが、こちらを基に時給換算をしましてこの額にさせていただいております。ですから農地利用最適化推進委員さんだけが元々が低かったということでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）他に質疑はありませんか。
○11番（田原賢司）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。
○11番（田原賢司）　先ほど最低賃金の話が出たんであれなんですけど、そう考えたときに今度は会長職とか、他の報酬も管理職的な方がですね、比較的低く抑えられているんではないかと。会長職になると出る場面がかなり多々あるかと思います。出張も多数あったかと思うんですが、そういった方々が他の委員とほぼあまり差がないような状態というのは、果たしてどうなのかなと思うんですがその点はいかがでしょうか。
○産業振興課長（住田谷保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷保）　先ほど言われました会長職については、ちょっと低いんじゃないかというご意見でございますが、この農業委員会の報酬は、平成16年合併以後この金額でございます。そのときの根拠としまして、会長、会長代理、副会長ですね。それから一般委員等の差額が、それぞれ100円程度という、日当がですね、なっておりました。
　今回、備後圏域の平均報酬率を見たところ、大体この中間からわずかでございますが、少し上回った金額を支給するということにしております。ですから、これを見ますと、特段世羅町がですね、会長職と一般委員との差が非常に少ないということではないということでございますので、参考とさせていただいております県内の備後圏域内の平均を少し上回った金額で提出をしております。以上でございます。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷保）　失礼しました。会長につきましては、県のほうの農業会議のほうへも出席をしております。こちらにつきましては、別途、農業会議のほうからの報酬が支給されておるということでございますんで、一応うちの管内での活動に対しての支給でございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。
〔なしの声あり〕
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
　起立全員　であります。
　したがって、議案第80号　世羅町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

　日程第14　議案第81号　世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　議案59ページをお開きください。
　議案第81号
　　世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

　世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年世羅町条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
　　令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

近年の物価高騰や賃金上昇に見合った水準に沿い、町政の推進体制を確保するため、世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数　であります。

したがって、議案第81号　世羅町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

日程第15　発議第１号　世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（田原賢司）　議長。

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　発議第１号

世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年世羅町条例第35号）の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び世羅町議会会議規則第14条第２項の規定により別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

提出者　世羅町議会議員　田原　賢司

賛成者　　同　上　　亀田　知宏

賛成者　　同　上　　佐倉　悠希

賛成者　　同　上　　宗重　博之

賛成者　　同　上　　佐々木浩康

賛成者　　同　上　　福永　貴弘

賛成者　　同　上　　向谷　伸二

賛成者　　同　上　　上本　　剛

賛成者　　同　上　　松尾　陽子

賛成者　　同　上　　藤井　照憲

提案理由でございます。

世羅町特別職報酬等審議会により諮問された議員報酬について答申が出されたことに伴って、この度、世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年世羅町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「議長　月額　314,000円」を「（１）議長　月額　330,000円」に、「副議長　月額　258,000円」を「（２）副議長　月額　275,000円」に、「常任委員長　月額　246,000円」を「（３）常任委員長　月額　264,000円」に、「議会運営委員長　月額　246,000円」を「（４）議会運営委員長　月額　264,000円」に、「議員　月額　241,000円」を「（５）議員　月額　259,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数　であります。

したがって、発議第１号　世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は１３時といたします。

休　　憩　　１１時４６分

再　　開　　１３時００分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 16　議案第 82 号　令和７年度世羅町一般会計補正予算（第４号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案 61 ページをお開きください。

議案第 82 号

令和７年度世羅町一般会計補正予算（第４号）

令和７年度世羅町一般会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出する。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 144,119 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,446,284 千円とするものでございます。

歳入は、町税 31,000 千円、分担金及び負担金 261 千円、国庫支出金 40,631 千円、県支出金 17,204 千円、寄附金 5,000 千円、繰入金 55,305 千円、諸収入 5,817 千円を増額し、使用料及び手数料 699 千円、町債 10,400 千円を減額するもので

ございます。

歳出は、議会費 647 千円、総務費 23,933 千円、民生費 68,389 千円、農林水産業費 14,540 千円、商工費 1,797 千円、土木費 26,596 千円、消防費 24,769 千円、教育費 889 千円を増額し、衛生費 16,649 千円、予備費 792 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は、ページ数、また款項をお示しください。質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　それではですね、先ほどの 26 ページをお願いします。26 ページの交通対策費ですね。交通対策費の高速乗合バス乗車料金助成事業補助金です。約 111 万円の減額補正となっておりますが、まずこの減額の理由について説明を求めます。

この事業については、確か今後のあり方を検討すると説明されていました。しかし、住民からは実質的に廃止の方向に見えるとの声も多く寄せられています。物価高騰で生活が苦しい中、補助がなくなるのかと。なくなると負担が大きい。早く何とかしてくれといった切実な声が多数寄せられています。

そこで伺います。町としてこの補助事業を今後どう位置づけているのか、継続、見直し終了、いずれの方向性を想定しているのか。明確に示してください。また、物価高騰で移動コストが上がる中、住民の移動手段の確保をどのように支えていくのか、具体的な考えを伺います。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　それでは、補正予算書 26 ページ、２・１・５の交通対策費の高速乗合バス乗車料金助成事業についてお答えいたします。

この事業は令和３年７月より、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者低迷が続く高速乗合バス路線の存続に向け、利用促進を図るための補助金として実施をしてきたものでございます。

具体的には、ピースライナーの町内のバス、甲山営業所での販売に限って、利用者は往復乗車料金の割引が受けれる。これは３割引でございますが、割引が受けれるというもので、その割引分にかかる金額を補助金として運行事業者に補填

するという補助金として交付をしてきたものでございます。しかし、今年８月31日をもって補助対象となっておりました往復券の販売が終了するということとなったため今回、９月以降分について見込んでいた額を減額するものでございます。

今後につきましてのご質問でございますが、今後につきましてはこの補助金の目的でございます利用者、利用促進の部分が果たしてこの補助金の効果がどうなのかというところを、10月以降の状況もしっかりと勘案する中で、今後のあり方を現在も検討している段階でございます。また、方法論でございます。もう既にこの紙だけでなく、往復券というものをこのバス事業者のほうが廃止をされたため、往復券というものがもう既にございません。ですから、もし補助をするとすれば、どういった方法があるのかというところを現在バス事業者等も検討をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○６番（福永貴弘）　議長。

○６番（福永貴弘）　65、66ページですね。10款教育費、５項保健体育費の２番、給食センター運営費の中の清掃業務費、これが減となっている理由ですね。運営が始まって要、不要いろいろあるとは思うんですが、清掃業務費が委託料が減となった理由お示しください。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。66ページ給食センターに関わる清掃業務ですが、この清掃業務につきましては、旧世羅給食センターの最終処理に関わる清掃業務の委託料でございまして、この旧世羅給食センターの清掃業務に対する入札残でございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　46ページをお願いします。農林水産費ですね、これの農業振興費負担金補助および交付金のところです。野猪等被害防止対策事業補助金、これが55万円、農林業振興対策事業補助金約42万円、合わせて976万円ほどが計上されております。私は以前の一般質問で、鳥獣被害により捕獲隊員の

○議長（髙橋公時）　矢山議員、97万6000円ですか。

○３番(矢山　靖)　そうですね。97万6000円ですね。鳥獣被害による捕獲隊員

の負担増、捕獲数の増、農業被害の増、行政のインフラ維持費を直接圧迫などを取り上げてきました。その深刻な現状を踏まえた上で、今回のこの補正のこの予算ですね。どの課題の解消にどこまで寄与する見込みなんでしょうか。また、被害に対してこの金額で地域の皆さんに寄せられている切実な声にどこまで応えられるのかと見込んでいるのか伺います。併せて申したいのは、被害防止のために捕獲を強化するのも重要なんですが、耕作放棄地の荒廃を止める取組みですね。あと草刈の維持管理、電気柵の整備、更新、集落周辺の緩衝帯の確保といった地域環境の整備も不可欠です。こうした根本的な被害防止対策について今回の補正予算はどこまで位置づけられているのか。町としてどのように進めていこうとしているのか併せて伺います。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保）　はい、お答えします。負担金および補助金の 97 万 6000 円のところでございますが、書いてありますように野猪等被害防止対策事業につきましては 55 万円、農林業振興対策事業補助金につきましては 42 万 6000 円の補正をお願いをしておるところでございます。

まず、農林業振興対策補助金事業でございますが、これは各種のそれぞれいろいろな補助事業がありまして、今回お願いをしているものの主な増額の理由でございますが、1 点目につきましては、アスパラガスの苗の購入事業でございます。これは世羅町がアスパラおよびぶどうに特化した特産事業として特化をしたものでございますがその中で新規就農者に対しまして、アスパラガスの苗の斡旋をしておりますが、これにつきましての補助。またもう 1 個は、基盤整備事業としまして圃場の、たとえばでございますが水路等の補修、これを地元でお願いをしていただくものに対して出す補助事業でございます。これが重ねまして主に増額の理由となっております。

もう一つの野猪野鳥でございますが、これは 9 月の補正もお願いをしたところでございますが、9 月以降にもこういった防止策の補助申請がかなり出てきております。

町としましては、一般質問にもありましたように、捕獲のほうへの対策費のことは考えております。併せまして今回この事業は、地元の住民の方々が自主的にされるものに対して補助を行う防止柵の設置の補助でございます。これにはですね、防止ネット、フェンスの他に、電気柵等の補助も入っております。また、周りを景観を整備する、いわゆる簡単に言えばバッファーゾーンの造成に対する補

助事業も入っておるところでございます。いずれにしましてもこの鳥獣被害対策につきましては、捕獲、またそれと併せて防止、これを合わせたもので行っていかないといけないと思っております。どちらも非常に大切なものでありますが、今回お願いしておりますのはあくまでも、地元の住民の方々による自主的な防止策の防止策に対する補助でございます。町としましてはこういった自主的に行われるものに対しまして補助を出すということは非常に重要でありますし、ありがたいことでございますので、今後もこういったものに対しては、いろいろと策を考えていきたいと思います。また併せましてバッファーゾーンのことにつきまして今ご質問が出ましたが、バッファーゾーンに対しましての事業も引き続き行っていき、侵入防止のほうへの対策として行っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　33、34ページ、障害者福祉費ですね。の中で国からも県からもお金が出てるんですが、使い道として扶助費、自立支援給付扶助と障害児の給付費となっておりますが、この２つが結構金額を占めているんですが、これはどういった内容のものに使われているのか、詳細を教えてください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは34ページの障害者福祉費の19節扶助費の自立支援給付扶助と障害児給付費についてご説明をいたします。

　初めに自立支援給付扶助の増額の要因ですが、共同生活援助、就労継続支援の利用者の増加によるものです。

　続いて障害児給付費につきましては、児童発達支援サービスの利用者の増によるものです。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　46ページでもう一つお願いします。農林水産費の畜産振興費、これの負担金補助及び交付金。畜産振興費のうち、飼料価格高騰対策事業費、これは今回の補正で約670万円の大幅な減となっておりますが、この減の理由ですね、あと事業全体への影響、これをどのように見込んでおられるのか伺います。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷保）　この飼料価格高騰対策支援事業につきましては、国の補助事業、100％補助の事業でございます。
　これは年度当初町内の飼育事業者に対しまして、飼料代、餌代ですが１ｔ当たり5000円の支給をするという事業でございます。町内業者約54事業者おられます。こちらに対しまして各事業主に対します最高額で予算をしておりましたが、この中で、特に牛舎のほうでございますが、預託事業というのを使われてる業者さんがおられます。この預託事業といいますのは、子牛なり鶏もありますが雛とか、こういったものを飼育するのに、委託で飼育をされる事業者、その中には雛なり、子牛と合わせまして、餌代が実物支給をされている業者もおられます。こういった方々にはもう既に餌が支給されてますので今回の対象から外れているというところ、また小規模なので今回は申請しませんというお答えをいただいております。そういったところが積み重なりまして、今回の減額ということになっております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○11番（田原賢司）　それでは私のほうからは、ページ18ページ、県支出金の農林水産業費補助金の中山間地域直接支払交付金、654万7000円。これ支出のほうでも、ページが48ページですか。1000いくらという補正が上がっているんですが、今年度どういった傾向なのか。年が明けてからの交付金になろうかと思うんですが、どのような傾向にあるのか。増額いうことで、新たに組合を作られて、取組みとかスマート農業加算へ新たに取組むことによって増加額が発生しているのか、その点を教えてください。
○産業振興課長（住田谷保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷保）　まず18ページの中山間直接支払交付金の歳入のほうでございますが、こちらにつきましては、今年度令和７年度から、中山間地域等直接支払が第６期を迎えるということでございまして、その精査による増でございます。支出のほう48ページでございますが、こちらの支出につきましてはそういった精査等によるものでございますが、傾向としましては、個人事業主が減っておる状態であると。特に再生機構を通しまして法人等へですね、委託をするという団体のほうが多く見受けられると思います。
　先日の一般質問でもありましたようにこの中山間直接支払、多面的等はですね、

事務が非常に煩雑で難しいということがありまして、そういった戸数は減っているという状態だと思いますが、それをいろいろな法人、団体のほうへお願いをしておりますので、結果的にはこういった増ということになっております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○３番(矢山　靖)　（挙手）
○議長（髙橋公時）　矢山議員、もう３回行っておりますので。
○11 番（田原賢司）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。
○11 番（田原賢司）　取組みが奏して中山間のほうが増えていったということだと思われるんですが、その点はいいとして、50 ページのほうの商工費　商工振興費のほうで、これちょっと財源更正が変わっとられます国庫支出金のほうが 1823 万 2000 円増、一般財源のほうがマイナス 1783 万 2000 円と、これどういった形で財源更正が変わられたんでしょうか。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。歳入の財源更正についてでございます。今ご質疑のありました商工費の部分につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てている事業でございます。先ほどご質疑がございました中で飼料価格高騰対策支援事業が 672 万 9000 円の減額というご質疑があったかと思いますが、この飼料価格高騰対策支援事業も物価高騰の臨時交付金の対象となっております。
　今ご質疑いただいております商工振興費の中小企業融資利子補給補助金が 1823 万 2000 円増額になっておりますのは、先ほどの飼料価格支援事業の見込み額が実績に基づき減額をしたこと、またこの物価高騰の臨時交付金の令和６年残額分と飼料価格支援の減額分、また令和７年の追加交付分、これらを合計いたしました 1823 万 2000 円を今回の補正で中小企業融資利子補給事業に充当したものでございます。そのための財源更正となっております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○２番(佐倉悠希)　議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番(佐倉悠希)　28 ページの一番上システム利用料 678 万円の内容とですね、財源が諸収入 495 万 9000 円となっております。こちらの内容をお聞きしたいの

と、あと 34 ページですね。34 ページ中段辺りの繰出金償還金の 583 万 7000 円、こちらの内容と、あと 40 ページ上段の償還金利子及び割引料の償還金 639 万 4000 円。あと、48 ページ先ほども質疑出ましたけれども、上段の中山間地域等直接支払交付金、こちらの増額の理由が農地面積の増、加算の増かと思うんですが、６期対策新規申請の認定作業等ですね、新しい農地が出るということで現地確認等膨大な事務が生じるかと思うんですけれども、担当者へのフォロー体制は、どうなっているのかというところですね。

あと最後にですね、56 ページ。中段辺りの負担金補助及び交付金の消防事務 2585 万 7000 円こちらの増額の理由についてお伺いします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　私からは、ＩＴ管理費 28 ページ、２・１・６ＩＴ管理費のシステム利用料についてお答えいたします。今回の増額となりましたこのシステム利用料につきましては、ガバメントクラウド、いわゆる国のクラウドの利用料でございまして、当初予算時では不確定要素が大変多かったため、半年分の予算を組んでいたところでございます。今回現時点においての利用料を精査し、必要分を増額させていただくものでございます。なお、先ほど議員のほうからも触れていただきましたように、この利用料につきましては、国の補助対象となっておりまして、クラウドの構築中の期間に係る利用料につきましては、国と地方公共団体が共同で管理する法人 J-LISU から国庫 10 分の 10 補助金交付されるものでございますが、これはこのうち補助対象となるものについて 495 万 9000 円、歳入の方を増額しているところでございます。以上でございます。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　私から 34 ページの民生費社会福祉費の償還金、利子及び割引料の償還金の 583 万 7000 円についてご説明をいたします。

この返還金は２つありまして、一つは、令和６年度の決算で、生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返還金、これは社会福祉協議会へ委託しております事業の人件費の残でございますけれども、これが 576 万 9710 円を国に返還するものです。

もう一つは、令和６年度決算によるものですが、生活困窮者就労準備支援事業費、国庫補助金の返還金でございますが、これは就労準備支援事業、家計改善支援事業、生活保護適正実施推進事業のレセプトシステムの返還金となります。

続いて、40ページの３項生活保護費の扶助費の償還金639万4000円についてご説明をいたします。

これにつきましては、被保護者の方が交通事故に遭われ、第三者行為求償事務に対応しない部分が生活保護費の対象とならず、いわゆる保険金の受取りにより、生活保護とならなくなったもので被保護者の方より返還金がありましたので、医療扶助費を国へ返還するものです。以上でございます。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保）　私からは48ページの中山間直接支払いの事務の職員のフォローのことでお答えをいたします。

中山間の直接支払いの事務を行っておりますのは普段は１人で行っております。しかしながら今回改正期でございますので、こういったときには地元の方々からの質問、問い合わせ等がたくさん来ております。昼間、そういった質問に対しましての体制は３人体制で行っております。また当然現地確認のほうでございますが、これは町内全域になりますので、こちらにつきましては係員全員で手分けをして現地確認を行ったということでございます。

またその現地確認におきまして、当然ですが、質問とかもかなり出てきておるようでございます。こういったところは私達の確認が確実にはできていないところもありますが、農業委員さん等もですね、お力をいただいたところだと思っております。以上でございます。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　総務課長のほうから、56ページ中段よりちょっと下になりますが、消防施設費の委託料、消防事務、2585万7000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、三原のほうへ消防事務の金額をお支払いしているものでございまして、内訳といたしましては、前年度余剰金が1325万1000円、今年度の人件費の増額部分、高騰部分について1260万6000円の合計2585万7000円について三原市にお支払いをするものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑ありません。

○２番(佐倉悠希)　（挙手）

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　28ページのシステム利用料について、ガバメントクラウド

の増額ということだったんですけれども、これ今年度から導入されたものなのか。内容がどういうものなのかっていうのをちょっとお伺いしたいんですけど、
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。現在、全国自治体に対して、標準化、システムの自治体の基幹 20 業務に対して国から標準化が求められております。この標準化を行っていく中で、今まではデータの保存場所はそれぞれの自治体が確保してデータを保存していたところでございますが、この後はデータの保存を、国のクラウドという意味のガバメントクラウド、国が用意したクラウドのほうにこの自治体の行う基幹 20 業務のデータについては保存を行うこととなっております。それに伴ってこのガバメントクラウドのシステム利用料が生じている、そういったところでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○２番(佐倉悠希）　（挙手）
○２番(佐倉悠希）　今の答弁に関連するんですけれども、今現在は国庫補助は出ているということなんですけれども、今後の見通しといいますか、ランニングコストについてはどのようなことになってますでしょうか。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　はい、お答えいたします。今議員におっしゃっていただきましたこの標準化に伴い、またガバメントクラウドの利用料等も含めて大変全国の自治体にとっては、このランニングコストについては非常に気がかりな部分がございます。これにつきましてはつい先日でございますが、国のほうとしても、このランニングコストについても今後考えていかなければいけないという考えを示されたところでございまして、現時点においてはまだこの場でこういう内容になりそうというところのお話はできない部分がございますが、国からも、そのランニングコストについても今後自治体に対して補助を考えているという考え方が先日示されたところで、また今後の動向については注視をしてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　徴税費の 30 ページ、需用費で印刷製本費が約 22 万 6800

円園となっておりますが、この印刷内容、なぜ補正が必要になったかという、この点をお答えしたいと思います。

次は、保健衛生費の環境衛生費で、負担金補助交付金の中42ページになります。浄化槽維持管理経費の補助金が、126万3000円減となっております。要は、浄化槽利用者に補助するわけなんですが、なぜ減額になったのかという、要は、今、周知が悪いから減ったのか、それとも浄化槽が実際減ってきているのか、両面あると思うんですが、その辺の理由をお伺いしたいと思います。

それから、農業費、農業公園管理費で、委託料として48ページにありますように、世羅県民公園管理業務が200万円増額になっていると。この補正理由と業務として何を変えるのか、そこをお伺いしたいと思います。

それからもう一点、土木費の住宅費、54ページになります。住宅管理費の中で修繕料が1127万増額になってるわけなんですが、これは突発的に修繕が生じたっていう理由は当然なんですけれど、修繕料ですね、年間計画で修繕計画でやられている中で、なぜこういう経費が必要になったかと、そこをお伺いしたいと思います。

○税務課長（小林英美）　議長。

○議長（髙橋公時）　税務課長。

○税務課長（小林英美）　お答えいたします。まず30ページにあります徴税費の需用費、印刷製本費226万8000円の補正についてでございます。こちらにつきましては、令和7年度、総合行政システムの標準化に伴いまして、税の関係の納税通知書等の帳票を新しい様式に変更する必要がございます。それに伴って、事務のほうを進めておりました。その後、標準化の意向がですね、1年間延長ということになりましたので、現在の様式を印刷する必要がありますので、移行後の納税通知書の帳票の印刷に関わる費用でございます。以上でございます。

○上下水道課長（広山幸治）　議長。

○議長（髙橋公時）　上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　それでは、42ページ浄化槽維持管理費補助金、126万3000円の減の補正についてご説明をいたします。こちらの補助金につきましては件数として減少の傾向ということでこういった減額の補正をさせていただくこととなっております。周知等についてご質問をいただいたわけでございますが、対象となる件数自体が減少という傾向にございまして、補正予算ベースでいきますと、令和6年度と比べて86件余りの減少ということでございます。要因といたしましては、対象の家屋自体が減っているということもございますし、下

水道の供用の開始区域も徐々に増えてきてございます。こういったさまざまな要因で減少の傾向が出ているというところでございます。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　私からは、48ページ農業公園管理費の委託料につきましてお答えさせていただきます。まず、内容と補正理由のご質疑でございますが、まず内容としましては、全体を取り仕切っております電話交換機の修繕でございます。これは状況といたしましては、夏場によくあそこ落雷等がございます。修繕をして対応してきておりましたけれども、設置をしまして年数が経ってもう部品交換がないのと、またこれ内線電話も取り仕切っておりますので、ちょっと今内線では一部不通のまま何とか対応しているところでございますが、そういったことで業務に支障がありますので補正にて対応させていただくものでございます。以上でございます。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　それでは54ページ住宅管理費の修繕料についてお答えいたします。こちらの需用費における修繕につきましては、退去後の修繕、それから設備の経年劣化等に伴う緊急的な修繕に充てるものでございまして、年度当初におきましては、過去の実績等から必要最小額を積上げているものでございますが、現在の執行状況を見て、また昨年度の実績も見る中で今後の見通しをこの時点で立ててですね、必要額を積み上げたものでございます。
　また長寿命化修繕計画に基づく大規模な修繕につきましては、委託料における設計費、それから大規模なものとなりますので、工事費において予算計上するものとしております。今年度につきましては、有実住宅の外壁の修繕をするための設計を行っているとこでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありません。
○10番（藤井照憲）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　医療対策費の44ページ、委託料に三川診療所運営業務費が56万2000円が減になっているんですが、これは小さな額なんですけれど、診療所の運営にどのような影響が出てこういう減額が生じたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。
○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。こちらの三川診療所運営業務委託につきましては、これまで月２回、土曜日に実施をしておりましたが、利用者数が 10 人前後いらっしゃった方が４人前後まで減少したこと。また、委託先の医療機関等との協議を重ねた結果、この４月から月１回に変更をしたところでございます。それに伴いまして、不用額の部分を減額するものでございます。
　利用者に対しましては、月１回の受診で症状が安定された方がほぼ、ほとんどという、そういう状況でございますので、月１回の受診と、処方こちらで対応いただくこととさせていただいておりまして、委託先の医療機関からの丁寧な説明と、自治センターを通した周知の方に努めております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　ほかに。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　先ほどのご説明でですね、月２回が１回になった減額分というふうに受止めたんですけれど、要はこの地域から医療機関がなくなるというのは非常に残念に思うんで、何人まで減ったら０になって、廃止になるのか、そのあたりの具体的な考えがあったら教えていただきたいと思います。
○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。
○議長（髙橋公時）　健康保険課長。
○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。伊尾地域における診療行為のほうの確保ということで、これまで月２回ほど実施をいたしておりますが、今回１回ということで、今後の動向というのも見ながら何人でどうするとかいう考えは、今のところ持ち合わせておりませんが、世羅西へ行っている巡回診療、こちらも含めまして、地域の医療が確保し続けられるようこれからも引続き検討のほうを続けてまいりたいと考えております。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○１番(亀田知宏)　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番(亀田知宏)　13 ページ一番上の町民税 3000 万補正で上がって増えておりますが、この要因をお伺いします。
○税務課長（小林英美）　議長。
○議長（髙橋公時）　税務課長。
○税務課長（小林英美）　それでは 13 ページの町民税、個人町民税の 3000 万の

増の理由についてでございます。

主な要因といたしましては、給与所得及び農業所得の増によるものでございます。給与所得につきましては、前年度と比べて100％の見込みに対して1.6％の増額となっております。また、農業所得につきましては、米の価格が、令和５年度と令和６年度分比べますと、１袋2300円と増えておりますので、そのことによりまして、大幅な増額となったもので、今回3000万円の増額補正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番(向谷伸二)　66ページをお願いします。上段のスポーツ用品購入補助金、補正が15万円上がっております。これ確か100名程度予定されて、50万ぐらいの予算だったと思うんですが、これが補正が上がっているということで現状、どの程度の応募があったのかということと、あと実際にそれを補助されて、その子どもさんたちとか、そういった方たちからの評判というか、どのような状況なのかその辺もあわせて教えていただけたらと思います。

○社会教育課長（正田一志）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志）　お答えいたします。スポーツ用具購入補助金につきましては今年度、新規で開始をした事業で、1人当たりが上限5000円の100件ということで50万円当初予算に計上して進めてまいりました。現在の利用状況につきましては、11月末時点で90件の利用がございました。15万円の補正予算計上いたしておりますが、要求いたしておりますが、30件分ということでございます。今年度内に月に10件程度の申請があるものと見込んで補正要求をさせていただいたところでございます。

またこの利用した方のどういったご意見を持たれているかということでございます。申請の段階でどういった変化を期待するかといったアンケートを提出していただき、それを確認して補助金の交付をいたしておりますが、これが事業が完了した後、この後、またそれぞれの補助を受けていただいた保護者の方に対してアンケートを再度行いまして、最終的に今回の補助事業、成果がどうであったかといったことのレビューを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○１番(亀田知宏)　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番(亀田知宏)　私、52ページ道路橋梁費の委託料、町道路線の委託料こちらの内訳を教えていただきたいのと、56ページ消防費備品購入費の消防車両のこちら430万ほど減額になっておりますが、これの内容もお願いいたします。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　それでは52ページの道路維持費、町道路線についてのご質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、町内を３つの地区に分け、全路線の日常の修繕を委託するものでございまして、当初予算におきましては、過去の実績等に基づきまして、必要最少額を積上げていたものでございますが、現時点で執行状況を見る中で今後の必要額を積上げさせていただいたものです。主なものにつきましては、舗装の補修であるとか、側溝、清掃、それから倒木の処理、こういったものが大きいものでございます。以上でございます。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　私のほうからは56ページの上段でございます。消防費非常備消防費の中の備品購入費、消防車両438万7000円の減についてお答えを申し上げます。
　こちらにつきましては、令和７年度におきまして消防車積載車を３台購入させていただいておりますが、これにあたりましての入札残、執行残ということで、当初4000万余り予算をさせていただいておりましたが、それが3600万余りで上がったということで、438万7000円の減額ということで、落とさせていただくものでございます。以上です。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　52ページの土木費、道路新設改良費、これが1500万円の減額になっていて、工事請負費のほうについては恐らく執行残かなとは思うんですが、物件補償が1000万減額されているのは、これ何かを予定をしていらっしゃったものを減額ということで、なってるんでしょうか。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　それでは52ページ、道路新設改良費の工事請負費と補償費についてお答えいたします。工事請負費につきましては、議員お見込みの通り入札執行残によるものでございます。それから補償、補填及び賠償金につきましては、事業で支障となります電柱の移転に要する補償費でございましてこちらの補償につきましては、工事発注のときにですね、電柱を所有されております中国電力ほかと協議を行う中で、移転の必要の有無、さらには移転先地について検討いただき、最終的な費用が確定するものでございまして、その移転先地によりまして、費用負担の割合も変わってきますのでそういったことに基づきました実績により今回減額となったものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案の通り決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第82号、令和7年度世羅町一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は１４時３５分であります。

休　　憩　１４時２０分

再　　開　１４時３５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第17　議案第83号　令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議案62ページをお開きください。

議案第83号

令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ53,470千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,866,735千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金3,402千円、県支出金47,131千円、繰入金2,937千円を減額するものでございます。

歳出は、諸支出金6,266千円を増額し、総務費1,621千円、保険給付費47,300千円、予備費10,815千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　それでは、歳入10ページをお願いします。子ども子育て支援事業補助金ですね。補正前が660万だったところを、今回の補正で約340万の減となっています。国庫補助金としては約半額に迫る大幅な減となっていて、令和７年度の重点施策の一つである子育て支援、その整合性を考えるとなぜここまで大きな乖離が生じたのか、強い疑問を疑問を生じています。まず減になった要因を伺います。国の交付決定額が見込みを下回ったのか、事業実績や見込みが少なくなって国庫補助が減になったのか。あるいは制度の変更とか、見直しですね、事業の見直しとか、制度設計上の課題によるものなのか。具体的な説明を求めます。

それと13ページなんですが、今度歳出のほうです。療養給付費、これの医療給付費が5000万円の減となっております。負担金補助及び交付金ですね、まず現時点の執行状況と、年度末の見込み額を伺います。併せて今回の減額になるその要因ですね。いろいろ考えられることがあると思います。受診の動向の変化とかですね、また年度末の実績と乖離するリスクがないのか、そのあたりを伺います。以上です。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。まず10ページの子ども子育て支援事業費補助金の大きく減となった理由でございます。この補助金につきましては、子ども子育て支援金制度、これが令和８年度から賦課徴収が始まりますので、システム改修に対する10分の10補助になります。当初660万円を計上しておりましたが、この当初計上する段階ではこの改修内容という仕様がまだ未定という状況でございましたので、概算で計上をしておりました。システム改修の内容が確定したことによりまして今回減額補正するものでございます。

14ページ、療養給付費5000万円の減額につきましては、まず減額理由につきましては当初、ひと月当たり約9400万円の支出と見込んでおりましたが、現状では8000万円から8500万円という状況で推移をしております。現段階で約5000万円が不用となったため、5000万円の減額をするものでございます。年度末の見込みといたしましては、今後も8500万円前後で推移していくと見込んでおりますので、また３月補正で減額対応する可能性もございますが、今後は引き続き医療費の動向のほうをしっかりと把握して、予算の適正管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第83号　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は　原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第84号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案63ページをお開きください。

議案第84号

令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第２号）

令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和７年12月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ13,836千円を減額し、歳入歳出それぞれ678,843千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金8,424千円、繰入金5,412千円を減額し、歳出は、総務費8,866千円、後期高齢者医療広域連合納付金4,970千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第84号　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第２号）は　原案のとおり可決されました。

日程第19　議案第85号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　議案64ページをお開きください。
議案第85号
令和７年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。
令和７年12月８日　提出
世羅町長　奥　田　正　和
提案理由でございます。
歳入歳出それぞれ232千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,634,836千円とするものでございます。
歳入は、保険料60千円、国庫支出金66千円、支払基金交付金71千円、県支出金33千円を増額し、繰入金462千円を減額するものでございます。
歳出は、地域支援事業費1,039千円を増額し、総務費1,271千円を減額するものでございます。
(詳細説明)
○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
起立全員　であります。
したがって、議案第85号　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第２号）は　原案のとおり可決されました。

日程第20　議案第86号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予

算（第２号）を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　議案65ページをお開きください。
議案第86号
令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。
令和７年12月８日　提出
世羅町長　　奥　田　正　和
提案理由でございます。
歳入歳出それぞれ153千円を増額し、歳入歳出それぞれ10,436千円とするものでございます。
歳入は、繰入金153千円を増額し、歳出は、事業費153千円を増額するものでございます。
(詳細説明)
○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
起立全員　であります。
したがって、議案第86号　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第87号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第

２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（広山幸治）　議長。

○議長（髙橋公時）　上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　議案 66 ページをお開きください。

議案第 87 号

令和７年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第２号）

令和７年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和７年 12 月８日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

収益的収入 38,521 千円を減額し、収入 281,501 千円とし、収益的支出 276 千円を増額し、支出 320,105 千円とするもので、収入は、営業収益 1,334 千円を増額、営業外収益 39,855 千円を減額し、支出は、営業費用 276 千円を増額するものでございます。

資本的収入 1,676 千円を増額し、収入 135,906 千円とし、資本的支出 2,952 千円を増額し、支出 124,999 千円とするもので、収入は、企業債 400 千円、負担金 1,276 千円を増額し、支出は、建設改良費 2,952 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　それでは３ページをお願いします。３ページの収益的収入及び支出の補正で、収入からです。今回の補正では収益的収入のうち、営業外収益が約 3985 万円と大幅に減となっております。営業収益、つまり下水道使用料が増額となっている一方で、営業外収益だけが大幅な減となっている理由について、長期前受金戻入を含めて次の３点を伺います。

１．どの項目、繰入金や補助金などありますがどの程度減額されたのか。

２．その減額の原因は、事業費の減少などあると思うんですが、何なんでしょうか。

３．今回の補正が、今年度の収支や、来年度以降の経営計画にどのような影響を及ぼすのか、以上、説明を求めます。

○上下水道課長（広山幸治）　議長。

○議長（髙橋公時）　上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　お答えをいたします。収益的収入及び支出の今回の補正において収入の点についてご質問いただきました。

まず、今回の補正で大幅な収入の減となっておりますのは、長期前受金戻入の計上額を4110万8000円と大きく減額をさせていただくものとなってございます。

これにつきましては、これまで減価償却と同じ額をですね、計上する形で予算編成を行ってまいりましたけれども、その都度年度の減価償却計上額に見合う金額を長期前受金戻入へ反映させていこうという考えに基づくものでございまして、収益化の方法を見直した点でございます。これに伴いまして、収入の総予算は大きく減額となりますけれども、資金的な支出には影響はないものでございます。

今回、資金的な面での補正につきましては、下水道使用料の増額133万4000円を計上させていただいております。これは下水道の処理量が徐々に増加していること、それから処理経費としまして電気代等の諸費用も含めてでございますが、上昇の傾向にあることから、費用並びに収入等を資金的な増額をさせていただくものでございます。

収益的支出に対して、収益的収入の資金繰りのほうが厳しいという状況がございますので、その不足分となります125万3000円の資金手立てを一般会計からの繰入にお願いしているといった形で補正をさせていただくものでございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　私も同じページ３ページから、私は単純に今の長期前受金の処理、感謝申し上げたいと思います。以前から私のほうは指摘しておりました、長期前受金と減価償却費等の齟齬の関係を今回改正してくれたと。なかなか指摘してから長いことこの件についてはかかっておったところを現時点で配属になっておられる職員の方々がご労苦なされて補正されたことを感謝申し上げたいと思います。

ただこれに伴って利益剰余金のほうが恐らく減額になってくるかと思います。以前下水もそうなんですけど水道のほうも、同じように指摘させてもらいました。ちょっとこの予算とは関係ないんですが、同じように以前指摘した部分で言うと、同じ会計処理をしてきたということでですね、下水がこうであれば上水のほうも、同じような案件になるのではないかなと。そうなってくると今後県の世羅町から行っている利益剰余金で最終仮決算して持っていったものも影響を受けるのではないかと思うんですが、ちょっとここで回答もらえるかどうかわからんのですが、リンクするものだろうと思っております。考え方そのものはですね。その点はいかがでしょうか。

○上下水道課長（広山幸治）　議長。

○議長（髙橋公時）　上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　お答えいたします。冒頭の説明にも触れましたけれども、減価償却費と長期前受金の戻入収益化についての点についてご説明をさせていただきます。

減価償却を行う場合にその償却に対する取得の財源について、長期前受金に計上していたものを、見合う金額を収益化するといったものがこの長期前受金戻入という費目になってまいります。これまで当初予算では減価償却と同じ額を長期前受金戻入に計上する形で来てございました。これは国が示した取扱いの中に、上限として同額にまでできるといった項目があったことにより、こういった処理をしてきたものでございます。

かねてより議員より、また監査等の場でもですね、指摘を頂戴していた点でもございまして、本来の減価償却に見合う金額のみを収益化するといった形が正しいものではないかといったご指摘でございまして、今回の補正におきましては、その年度に計上している減価償却に見合う額を収益化するといった形に整えてまいったものでございます。同額で計上していきますと、収益化がどんどん進んでいってしまうということで、貸借対照表等に現れてくる数字も異なってくるようなことになってまいりますので、その点を修正させていただいたというものでございます。

考え方といたしまして、これまで同額で計上しておりましたので、これまでの影響額までをまだ十分に整理はしきれておりませんけれども、今後そういった部分の精度を高めていかなければというふうに考えているところでございます。

また、関連ということで上水道の企業団へ移行した事業についての影響でございます。この部分につきましては、世羅事業所分の予算については、区分経理と

いった形で経理をされておられるということでございまして、今後整理は企業団のほうにおいてされることとなりますけれども、当方の公共下水道事業との関連等もございますので、経理内容との扱いについては統一性がとれるようにといった配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第87号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第２号）　は　原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、12月16日　午前９時00分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散　　会　　１５時２０分